

納入告知書と許可証の交付について

1, 納入告知書の交付方法

財務省会計センターより許可申請者へ郵送（普通郵便）により交付されます。

送付先を代理申請者宛にする住所変更はできません。

送付先の宛名には担当者名は明記されませんので、取り扱いにご注意ください。

申請者の住所が納入告知書の送付先となりますので、必ず郵便物の届く住所を間違いのないように記入して下さい。

2, 延滞金について

1) 延滞金については、納入期限を過ぎて納入される場合に自動的に加算されます。

2) 納入期限を過ぎている場合は、銀行にて納入する際に、延滞金を含めた金額が請求されますので、そのままご入金ください。

3) 納入告知書の紛失及び宛先不明による返却等による再発行のためにかかる期間についても延滞期日に含まれます。

4) 納入告知書は、申請者に届くのに申請を「受理」した日から郵便事情により1週間程度かかる場合があります。

1週間程度経過しても納入告知書が届かない場合は、京都国道事務所 経理課まで確認の連絡をお願いします。

3, 許可証の交付について

特殊車両通行許可証の交付は、オンラインシステム上で手数料の入金確認後にダウンロードが可能となります。（大型車誘導区間内の申請と新規申請の場合を除く。）